

別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書

我が国では、毎年約20万組以上の夫婦が離婚しているが、未成年の子供を持つ両親の離婚では、その子供と親権を失った片方の親との交流をほとんど絶たれるケースも少なくない。

夫婦の離婚については、単独親権制度を採用しており、監護の継続性が重視されている。離婚に伴う親権や監護権を定める手続を優位に進めるため、婚姻中において、配偶者の同意を得ずに子供を連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、親子の交流が一方的に断たれる事例が多発している。

また、本来、子供の権利である養育費に関しても支払われない状況があり、一方の親との断絶により、「子供の貧困・ひとり親家庭の貧困」の一因にもなっている。

子供の健全な成長の観点からは、子供にとって適切な形で両親から愛情と養育を受け続けられることが、長期的に子供の最善の利益に貢献することになるため、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を防止することが必要である。

国においては、夫婦の別居・離婚後においても、子供が自身の意向を尊重された上で、適切な頻度で別居した親と交流できる環境及び両親が協力して子供の養育に関わることのできる環境を実現するため、必要な法整備を速やかに行なうことが必要である。

よって、本市議会は国に対し、別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 法務大臣

厚生労働大臣 衆議院議長

参議院議長